

定例監査の結果（令和5年2月1日決定分）

資料提供
令和5年2月24日
監査委員事務局
担当：岡本
内線：5114
直通電話：513-5125

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和3年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	商工労働局	令和4年7月21日	令和4年7月4日	実地	3
2	西部総務事務所（本所，総務第二課，呉支所，東広島支所）	令和4年11月8日	令和4年10月5日，11日，18日，24日	実地	5
3	東部総務事務所（本所，総務第二課）	令和4年10月28日	令和4年10月4日，14日	実地	6
4	北部総務事務所（本所，総務第二課）	令和4年10月24日	令和4年10月3日，7日	実地	7
5	東部県税事務所（本所，尾道分室）	令和4年10月28日	令和4年10月4日，14日	実地	8
6	北部県税事務所	令和4年10月24日	令和4年10月7日	実地	9
7	東部厚生環境事務所・保健所（本所，福山支所）	令和4年10月28日	令和4年10月4日，14日	実地	10

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
8	北部厚生環境事務所・保健所	令和4年10月24日	令和4年10月7日	実地	11
9	東部農林水産事務所（本所，尾道農林事業所）	令和4年10月28日	令和4年10月4日，14日	実地	12
10	東部畜産事務所	令和4年10月28日	令和4年10月14日	実地	13
11	東部家畜保健衛生所	令和4年10月28日	令和4年10月14日	実地	14
12	北部農林水産事務所	令和4年10月24日	令和4年10月3日	実地	15
13	北部畜産事務所	令和4年10月24日	令和4年10月3日	実地	16
14	北部家畜保健衛生所	令和4年10月24日	令和4年10月3日	実地	17
15	西部建設事務所（本所，呉支所，廿日市支所，安芸太田支所，東広島支所）	令和4年11月8日	令和4年10月5日，11日，13日，18日，21日	実地	18
16	東京事務所	令和4年11月16日	令和4年11月16日	実地	19
17	大阪事務所	令和4年11月4日	令和4年11月4日	実地	20
18	県立呉工業高等学校	令和4年9月13日	令和4年9月13日	実地	21

第2 監査の結果

監査の結果は，次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については，法令等に違反し又は不当であることが明らかであり，速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として，また，業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか，業務の執行等において検討を要請するものは，「検討要請事項」としている。

1 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
- イ 組織体制 9課2チーム

課名	商工労働総務課，雇用労働政策課， 働き方改革推進・働く女性応援課，職業能力開発課， イノベーション推進チーム，産業人材課，経営革新課， 県内投資促進課，産業用地課， コロナ機動的経済支援プロジェクト・チーム，観光課
----	---

- ウ 職員数（令和4年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 199人
- エ 主な施策（令和3年度）
イノベーション立県の実現に向けた産業振興
働き方改革・多様な主体の活躍支援
観光振興

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）

使用許可財産	許可内容	許可開始日	許可終了日	使用料 (年額)
土地（ひろしま 産学共同研究 拠点）	電柱設置（本柱 1本，支線2条）	令和2年4月1日	令和7年3月31日	4,500円
	光ファイバーケ ーブルの設置	平成31年4月1日	令和6年3月31日	2,570円
	看板の設置	令和4年4月1日	令和5年3月31日	100円
	自動販売機及び ごみ箱の設置	令和4年4月1日	令和5年3月31日	11,040円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

イ 備品の管理について

次の備品について、不用の決定及び廃棄手続を経ずに廃棄していた。適正な事務処理に努められたい。（商工労働総務課，イノベーション推進チーム）

品名	シュレッダー
根拠	広島県物品管理規則第 27 条第 1 項, 第 30 条

2 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・ 組織体制（人数は，令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	13 人	1 課	総務課
西部総務事務所総務第二課	12 人	1 課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	17 人	1 課	総務課
西部総務事務所東広島支所	25 人	2 課	総務課，経理課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

3 東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制 (人数は, 令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	21人	2課	総務課, 経理課
東部総務事務所総務第二課	11人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

4 北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市, 庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・組織体制 (人数は, 令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	15人	1課	総務課
北部総務事務所総務第二課	14人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

5 東部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県税の賦課徴収に関すること
県税の窓口領収，納税証明に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部県税事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部県税事務所尾道分室	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制（人数は，令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部県税事務所	62人	4課 1班	地方税特別滞納整理班，税務管理課， 滞納整理課，課税第一課，課税第二課
東部県税事務所尾道分室	10人	2班	納税班，滞納整理班

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

6 北部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県税の賦課徴収に関すること
県税の窓口領収，納税証明に関すること など
- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市

- ・ 組織体制（人数は，令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
19人	2課	収納管理課，課税課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

7 東部厚生環境事務所・保健所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 地域保健福祉に関すること
 地域医療・疾病予防に関すること
 食品衛生・薬事に関すること
 環境保全・廃棄物対策に関すること
 試験検査業務に関すること など

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部厚生環境事務所・東部保健所	尾道市古浜町 26 番 12 号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	

- ・ 組織体制（人数は，令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部厚生環境事務所・東部保健所	60 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課， 環境管理課
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	41 人	4 課	厚生課，保健課，衛生環境課， 試験検査課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

8 北部厚生環境事務所・保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 介護保険・地域医療に関すること
保健対策・健康増進・地域包括ケアに関すること
食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地, 所管区域

所在地	所管区域
三次市十日市東四丁目6番1号	三次市, 庄原市

- ・組織体制 (人数は, 令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課の数	課名等
39人	4課	厚生課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課

※人数は, 育児休業者1名を含む。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

9 東部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること
農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	福山市，府中市，神石郡 三原市，尾道市，世羅郡
東部農林水産事務所・尾道農林事業所	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制（人数は令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部農林水産事務所	59人	4課 1事務所	農村振興課，水産課，農村整備課， 林務課，三川ダム管理事務所
東部農林水産事務所・尾道農林事業所	56人	3課	農村振興課，農村整備課，林務課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，設計図書に示された施工条件等の変更に伴う変更契約を行っているが，変更設計金額の算出にあたり，明確な理由がないまま，工事原価の増加分を一般管理費から削減することで，変更設計額と当初設計額を同一額としており，適正な積算に基づく設計金額の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（東部農林水産事務所尾道農林事業所）

契 約 名	県営ため池等整備事業 神田大池地区 堤体工事（その3）（令和3年度）
根 拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第7号

10 東部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡

- ・ 組織体制（人数は，令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課等の数	課名等
18人	2課	畜産振興課，防疫課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

11 東部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡

- ・ 職員数 1人(令和4年4月1日現在の常勤職員数)
ただし, 東部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

12 北部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること
農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 組織体制（人数は，令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
70人	5課	農村振興課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

財産管理事務における決裁権者の誤りについて

行政財産の使用許可の更新及び借受財産の更新契約に係る事務において，所長決裁であるべきところ，課長決裁により事務処理を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

財産分類	財産名称	事務処理	更新年月日
行政財産	帝釈峡公園，県民の森，県民の森 吾妻山地区	使用許可更新	令和4年4月1日
借受財産	県自然環境保全地域内施設土地	借受契約更新	令和4年10月1日
根 拠	広島県北部農林水産事務所決裁規程第5条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則第5条，第13条		

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し，電子決裁を受けるべき起案文書について，文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については，行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり，広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

根 拠	広島県文書等管理規程第20条
-----	----------------

13 北部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関すること
畜産物の生産及び流通に関すること
家畜の改良増殖に関すること
草地の造成及び改良に関すること
畜産経営に係る環境整備に関すること
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること
動物用薬事に関すること
飼料の安全に関すること など
- ・所在地，所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課等の数	課名等
21人	2課	畜産振興課，防疫課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

14 北部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市, 庄原市

- ・ 職員数 1人(令和4年4月1日現在の常勤職員数)
ただし, 北部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

15 西部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16 番 12 号	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日 市市, 安芸高田市, 江田 島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 番地	
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制 (人数は, 令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所	169 人	13 課 1 班 1 チーム 1 事務所	事業調整特別班, 建設総務課, 建設業課, 用地第一課, 用地第二課, 管理第一課, 管理第二課, 維持第一課, 維持第二課, 工務第一課, 工務第二課, 建築課, 東部連続立体交差事業課, 災害関連緊急対策チーム, 三篠川復旧事業課, 魚切ダム管理事務所
西部建設事務所呉支所	62 人	4 課 1 班 1 チーム 1 事務所	事業調整特別班, 管理課, 用地課, 維持課, 工務課, 災害関連緊急対策チーム, 野呂川ダム管理事務所
西部建設事務所廿日市支所	47 人	3 課 1 班	事業調整特別班, 管理用地課, 土木課, 厳島港整備課
西部建設事務所安芸太田支所	52 人	3 課 1 班	事業調整特別班, 建設総務課, 管理用地課, 土木課
西部建設事務所東広島支所	86 人	5 課 1 班 1 チーム 1 事務所	事業調整特別班, 管理課, 用地課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 災害関連緊急対策チーム, 椋梨ダム管理事務所

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

16 東京事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡
県政の運営に関する必要な事項の調査及び資料の整備
県内産業の振興に資する情報の収集及び提供
県内への企業立地及び投資促進に関し本県と関係方面の間における事務の推進
及び連絡
本県観光地の宣伝及び紹介
- ・ 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
- ・ 組織体制 1課（総務課）
- ・ 職員数（令和4年4月1日現在）
常勤職員数 14人（市からの派遣職員を含む。）
会計年度任用職員数 2人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 大阪事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な事業 県内産業の振興に資する情報の収集及び提供
県内への企業立地及び投資促進に関し本県と関係方面との間における事務の推進及び連絡
本県観光地の宣伝及び紹介
- ・ 所在地 大阪市北区梅田一丁目3番1-800号
- ・ 職員数 4人（市からの派遣職員を含む）
- ・ 主な事業（令和3年度）
県内投資誘致の推進（企業訪問，交流・マッチングの実施，情報収集）
観光の振興（観光情報の収集・提供，観光宣伝・紹介）
人材確保の推進（U I J ターン就職希望者に対する就職支援活動，関係機関への情報提供・収集）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

18 県立呉工業高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 呉市阿賀北二丁目 10-1
- ・ 教職員数 (令和4年5月1日現在)
 - 全日制 本務者数 46人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 4人
 - 定時制 本務者数 23人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9人

・ 生徒の状況

課 程		全 日 制											
		機械・材料工学科				電気・電子機械科				計			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	40	40	40	120	120	120	120	360
生徒数 (人)		35	29	61	125	22	35	38	95	57	64	99	220
充足率 (%)		43.8	36.3	76.3	52.1	55.0	87.5	95.0	79.2	47.5	53.3	82.5	61.1
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	10人 (15.2%)				6人 (14.3%)				16人 (14.8%)			
	専修・各種	12人 (18.2%)				8人 (19.0%)				20人 (18.5%)			
	就 職	44人 (66.7%)				28人 (66.7%)				72人 (66.7%)			
	その他	0人 (0.0%)				0人 (0.0%)				0人 (0.0%)			

課 程		定 時 制														
		機械科					電気科					キャリアデザイン科				
学科・学年等		1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		20	20	20	20	80	20	20	20	20	80	40	40	40	40	160
生徒数 (人)		7	5	4	7	23	2	5	5	14	26	3	6	3	1	13
充足率 (%)		35.0	25.0	20.0	35.0	28.8	10.0	25.0	25.0	70.0	32.5	7.5	15.0	7.5	2.5	8.1
退学者 (人)		0 (0)					0 (0)					0 (0)				
休学者 (人)		2					6					0				
進 学 就 職	大学・短大	0人 (0.0%)					0人 (0.0%)					0人 (0.0%)				
	専修・各種	0人 (0.0%)					1人 (50.0%)					0人 (0.0%)				
	就 職	6人 (100.0%)					1人 (50.0%)					0人 (0.0%)				
	その他	0人 (0.0%)					0人 (0.0%)					0人 (0.0%)				

課 程		定 時 制				
学科・学年等		計				
		1	2	3	4	計
総定員（人）		80	80	80	80	320
生徒数（人）		12	16	12	22	62
充足率（%）		15.0	20.0	15.0	27.5	19.4
退学者（人）		0（0）				
休学者（人）		8				
進 学 就 職	大学・短大	0人（0.0%）				
	専修・各種	1人（12.5%）				
	就 職	7人（87.5%）				
	その他	0人（0.0%）				

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和4年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和3年度（令和4年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

（2）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を受注者に行わせていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立呉工業高等学校 変電室内変圧器等更新工事（令和3年度）
根 拠	建設業法 第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条